

防災マニュアル

〔指定居宅介護支援事業所 きずな〕

〔京都府亀岡市追分町馬場通24番地5〕

〔0771-20-2086〕

1 防災の手引き（事業所内）

【消防計画について】

| | |
|---------------|-------|
| 通報連絡担当者 | 風早 浩一 |
| 初期消火担当者 | 風早 浩一 |
| 避難誘導担当者 | 風早 浩一 |
| 日常の自主検査の実施担当者 | 風早 浩一 |
| 定期の自主検査の実施担当者 | 風早 浩一 |

【火気設備器具について】

- ① 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないで下さい
- ② 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れる時は、必ず消して下さい
- ③ 火気設備器具にある取扱い上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないで下さい
- ④ 地震時には、火気設備器具の使用を中止して下さい
- ⑤ 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認して下さい

【喫煙について】

- ① 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙して下さい
- ② タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には入れないで下さい
- ③ 終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行って下さい

【避難施設の維持管理について】

- ① 避難口、廊下、階段、避難道路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないで下さい
- ② 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないで下さい

【放火防止対策について】

- ① 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないで下さい
- ② 倉庫、更衣室などを使用しない時は、施錠しておきましょう
- ③ ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう
- ④ 事業所外の不審者に対しては、注意を払って下さい

【火災時対応】

- ① 通報連絡
 - ・ 119番通報します（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）
 - ・ 防火管理者に連絡し、指示を受けて下さい
- ② 消火活動
 - ・ 消火器を使って、消火活動を行います
- ③ 避難誘導
 - ・ 避難口（出入り口）を開放し、避難口までお客様、従業員を誘導します

【地震時の対応】 ※ 2 地震対応マニュアルを参照

- ① まず身の安全を図って下さい
 - ・ 蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れて下さい
- ② 火の始末を行って下さい
 - ・ 揺れを感じたら、火気設備器具の近くにいる者は、すぐに火を消して下さい

2 地震対応マニュアル

| 経過 | 行動 |
|---|--|
| <p>地震発生</p> <p>※ 1分程度</p> | <p>★ 身を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 室内では、家具や冷蔵庫などから離れて、机やテーブルなどの下にもぐる。 ・ 屋外では、塀やビルのそばから離れる <p>★ すばやく火の始末をする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声で「火を消せ」と叫ぶ ・ ガスの元栓を締める <p>★ 脱出口の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドア、窓を開けて出入り口の確保をする <p>★ 傾斜地では安全な場所へ避難する</p> |
| <p>揺れが収まったら</p> <p>※ 2～3分</p> | <p>★ 出火したら消火</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガスコンロ、ストーブ、タバコの火などを消す <p>★ 家族の安全を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 倒れた家具などの下敷きになっていないか確認 <p>★ 靴を履く</p> <p>★ 外に出る時は慌てずに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロック塀、自動販売機、川などには近づかない |
| <p>みんなの無事を確認。</p> <p>火災の発生を防ぐ</p> <p>※ 3～4分</p> | <p>★ 行方不明者やけが人がいないか確認</p> <p>★ 漏電・ガス漏れに注意</p> <p>★ 火災が発生した時は大声で知らせる</p> <p>★ 電話は、消防車や救急車を呼ぶ時など、緊急連絡を優先する</p> |
| <p>ラジオなどで</p> <p>正確な情報をつかむ</p> <p>※ 4～5分</p> | <p>★ 非難する時は徒歩、持ち物は最小限に抑える (自動車での避難は行わない事)</p> <p>★ 避難する時、外出中の家族がいたらメモを残す事</p> <p>★ 正しい情報を聞く</p> <p>★ 近隣で助け合いをする： 高齢者、障害者、子供の安全確保</p> |
| <p>10分以上⇒5日間</p> | <p>★ 水、食料は蓄えているもので賄う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約3～5日間分の食料と生活必需品の備蓄をしておく <p>★ 災害情報・被害情報の収集</p> <p>★ 余震に注意をする</p> |

3 風水害対策マニュアル

| | |
|-------------------|--|
| 風水害対策は 気象情報の収集 | <ul style="list-style-type: none"> ★ ラジオ・テレビ・電話などで気象情報を正確につかむ ★ 台風などによる被害が予想される時や災害が発生した時は、市や消防署などが避難や災害の状況などに関する広報を行います。 |
| 屋外の点検 | <ul style="list-style-type: none"> ★ 窓や雨戸・アンテナ・窓ガラスなどを必要に応じて補強する ★ ベランダの植木や小物など飛ばされやすものを取り込む ★ 床上浸水の恐れがある場合は、家財道具などを移動する |
| 屋内の点検 | <ul style="list-style-type: none"> ★ 停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオを準備する ★ 気象情報を注意深く聞く ★ 断水に備えて飲料水を確保する ★ 高齢者、障害者、子供を安全な場所へ移動させる |
| 避難 | <ul style="list-style-type: none"> ★ 火の始末、戸締りを確実に行う ★ 家族全員で避難する（外出中の家族がいれば必ずメモに残す） |

【避難の目安】

河川やその周辺

- ・ 川の水かさが急に増したり、流れが速くなっている
- ・ 川が「ゴーゴー」と音を立てて流れたり、川の中から「ゴロゴロ」と音がしている
- ・ 道路の側溝などから大量の水が溢れている
- ・ がけ地沿いの川の流れがひどく濁ったり、流れの中に流木や大きな石が混じっている
- ・ 水位観測所の水位が警戒水位を超えそうになっている

がけとその周辺

- ・ 斜面から土砂が落ち始めたり、落石が発生している
- ・ 斜面から水が吹き出したり、流れ出していた水が急に止まった時
- ・ 斜面に亀裂ができたり、地鳴りが聞こえた時

1時間の雨量と雨の降り方（目安）

| 時間の雨量 | 雨の降り方（目安） |
|----------|-----------------------|
| 8～15 ミリ | 雨の降る音が聞こえる |
| 15～20 ミリ | 地面一面水溜り。雨音で話声が聞き取りにくい |
| 20～30 ミリ | どしゃ降り。側溝がたちまちあふれる |
| 30～50 ミリ | バケツをひっくり返したような雨 |
| 50 ミリ以上 | 滝のように降る |

風と被害（目安）

| 時間の雨量 | 雨の降り方（目安） |
|--------|--------------------|
| 10m／毎秒 | 傘がさせない |
| 15m／毎秒 | 看板やトタン板が飛び始める |
| 20m／毎秒 | 小枝が折れる |
| 25m／毎秒 | 瓦などが飛び、テレビアンテナが倒れる |
| 30m／毎秒 | 雨戸がはずれ、家が倒れることもある |

～災害対応指針～

ケアマネジャーは、利用者の安否確認と生活支援をおこないます。

- 1) 安全に行動します。
- 2) 担当する利用者を優先します。
- 3) 災害の重大さを踏まえ、考えて判断して行動します。

※ここでいう災害とは、建物の損壊、ライフラインの停止等、生活に重大な影響を及ぼす災害のことです。

【災害時の対応】

災害発生時には、自分の身の回りの安全を確認したら、担当する利用者の安全確保を最優先に対応しましょう。施設の場合も同様に利用者の安全確保を最優先に対応します。

確認内容については、被災状況（生存、身体状況、生活環境等）、被災後においても自宅・避難先での生活が可能かなどを把握し、サービスの調整および必要に応じて行政等へ報告し連携を図ります。

【地震等に伴うライフラインの停止について】

災害によって断水や停電などライフラインが長期に機能しなくなると、利用者の生活に支障が出る可能性があります。

<断水によって想定されること>

- ・飲料水の不足。
- ・入浴等、保清ができなくなる。
- ・汚物の処理ができなくなる。 など。

<停電によって想定されること>

- ・通信機器が使用できなくなる。
- ・エアマットや吸引器など、電源を要する医療・福祉機器が使用できなくなる。 など。

※ 状況によって対応の優先を変更して行動しなければならない場合が考えられます。落ち着いて行動します。

※ 支障が出ると予測される利用者については、事前に本人・家族や事業者等と対応や支援方法を決めておきます。

～居宅介護支援事業所として～

1 事前活動

【平常時の災害対策】

災害時の対応に向けた事業所の体制整備と利用者及び関係機関等と災害時の対応の確認を行っておきます。

利用者台帳等を作成し、例えば医療機器使用者、一人暮らし等対応の優先を決めて、安否確認や非常時に対応しやすいように整理しておきます。

- (1) 利用者（要介護者）のリスク管理
 - ①停電時の対応（電動ベッド，エアマット，吸引器，在宅酸素等）
 - ②介護者の状況（同居家族，親族，近隣住民，その他支援者の有無）
 - ③安否確認の優先順位
 - ④利用者情報（緊急連絡先等）
- (2) 連絡体制
 - ①職場内
 - ②地域内
 - ③市町内
 - ④府内
- (3) 市町の防災体制
 - ①避難場所（防災計画，防災マップについて確認しておきます。）
 - ②福祉避難所（手続き）
 - ③緊急入所（手続き）
- (4) 事業所のリスク管理
 - ①データ管理
 - ②災害対応マニュアル

2 事後活動

【災害発生後の対応】

災害時の対応を行った上で、余力があれば地域包括支援センターと協働して要介護高齢者の支援を行います。

- (1) 安否確認
同僚，利用者
- (2) 安否確認後の支援の必要性の判断と対応
 - ①避難所，福祉避難所，緊急入所の必要性判断と対応
 - ②介護支援確認（家族，地域）
 - ③福祉用具対応確認（介護支援専門員がレンタル事業所と連携）
 - ④医療器具対応確認（医療機関が訪看・医療機器業者と連携）
- (3) 関係機関との連絡
サービス事業所，地域包括支援センター，行政
※避難所運営は弱者優先（便利な場所に高齢者や子どもを優先に）
※一般の避難所に要介護高齢者や重度の障害者は入れない。

～要介護者（認知症の人）を守るための準備と対応～

- ・被災と避難で，認知症と周辺症状が顕在化する。
- ・被災と避難で，認知症と周辺症状が悪化（混乱）する。
- ・一般避難所では，要介護者，認知症の人は排除される。